

第65号議案

八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 設定について

八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第5条—第19条）

第3章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、八王子市における婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の意義）

第2条 この最低基準は、婦人保護施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、自立に向けて支援されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

- 2 婦人保護施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。
- 3 最低基準を超えて設備を有し、又は運営する婦人保護施設は、最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。

(婦人保護施設の一般原則)

第4条 婦人保護施設は、入所者に対し、その人権に十分配慮しつつ、健全な環境の下で、法第2条に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

- 2 婦人保護施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 3 婦人保護施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(職員)

第5条 婦人保護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあつては、第3号の調理員を置かないことができる。

- (1) 婦人保護施設の長（次条において「施設長」という。）
 - (2) 入所者を指導する職員
 - (3) 調理員
 - (4) 婦人保護施設のその他の業務を行うために必要な職員
- 2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
 - 3 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し

なければならない。

- 4 婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、当該婦人保護施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

(施設長の資格要件)

第6条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 30歳以上の者であって、法第18条第1項に規定する社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業に3年以上従事したものであること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

(構造設備の一般原則)

第7条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の基準)

第8条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められた婦人保護施設の建物の場合は、この限りでない。

2 婦人保護施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室兼談話室

- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 事務室
- (12) 相談室
- (13) 作業室
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備及び廊下については、市規則で定める基準を満たさなければならない。

(居室の定員)

第9条 一の居室の定員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

第10条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、個々の入所者について自立促進計画を策定しなければならない。

(衛生管理等)

第11条 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

3 婦人保護施設は、当該婦人保護施設における感染症の発生又はまん延を防止

するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 婦人保護施設は、入浴又は清しきするための施設又は設備を整え、入所者が清潔を維持できるよう努めなければならない。

(食事)

第12条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 婦人保護施設は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。ただし、栄養士を置く婦人保護施設にあっては、この限りでない。

(入所者の健康診断)

第13条 婦人保護施設は、入所者について、毎年、定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第14条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を市規則で定めるところにより管理しなければならない。

(帳簿の整備)

第15条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(苦情への対応)

第16条 婦人保護施設は、入所者からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、売春防止法第34条に規定する婦人相談所(以下「婦人相談所」という。)から、当該婦人保護施設の行った処遇に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、法第85条第1項の規定による運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第17条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定しなければならない。

2 婦人保護施設は、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第18条 婦人保護施設は、その業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第19条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第3章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。